

フリーローン

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	フリーローン〈チョイス〉 (全国しんくみ保証株式会社保証付)
2. ご利用いただける方	・ 申込時の年齢が満20歳以上で、完済時年齢が81歳未満の方 ・ 継続して安定した収入がある方。 ・ 当組合の組合員又は組合員資格のある、営業区域内に居住または勤務する方。 ・ 全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証が得られる方
3. お使いみち	・ 自由
4. ご融資金額	・ 【消費性資金】10万円以上1,000万円以下 (1万円単位)。 ・ 【事業性資金】10万円以上500万円以下 (1万円単位)。 web経由の申込み金額の上限は500万円
5. ご融資期間	・ 6ヵ月以上15年以内 (据置はできません)。但し、事業性資金については6ヵ月以上10年以内。Web申込みの場合の融資期間は10年以内となります。
6. ご融資利率	・ 当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問合わせ下さい)
7. ご返済方法	・ 毎月元利均等返済または元利均等ボーナス併用返済
8. 担保・保証人	・ 原則不要です。 但し、保証会社の判断により必要な場合もあります。 ・ 全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・ 繰上一括返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・ 申込みに際し、インターネット、FAX、メールオーダーの仮申込が可能です。正式申込時にはご来店下さい。500万円を超える申込みは当組合の組合員に限りです。
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(TEL03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合 お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(以上)